

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 202 回国会】令和 2 年 10 月 7 日（水）、第 2 回の委員会が開かれました。（閉会中審査）

## 1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 松本洋平君（自民）（理事宮内秀樹君去る 9 月 18 日委員辞任につきその補欠）

理事 村井英樹君（自民）（理事長坂康正君去る 9 月 18 日委員辞任につきその補欠）

## 2 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件

- ・西村国務大臣、藤井内閣府副大臣、三ッ林内閣府副大臣、山本厚生労働副大臣、長坂経済産業副大臣、岩井国土交通副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君

（質疑者）菌浦健太郎君（自民）、太田昌孝君（公明）、大島敦君（立国社）、今井雅人君（立国社）、柚木道義君（立国社）、川内博史君（立国社）、塩川鉄也君（共産）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 菌浦健太郎君（自民）

- (1) G o T o キャンペーン事業の効果及び今後の見通し並びに新型コロナウイルス感染症に与えた影響
- (2) 国際的な人の往来の再開見通し
- (3) 令和 2 年度第 3 次補正予算案の編成を含めた今後の経済対策
- (4) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
  - ア 日本学術会議に期待される役割
  - イ 今般、6 名を会員に任命しなかったことが日本学術会議法及び憲法第 23 条に定められた学問の自由に反しないことの根拠
  - ウ 内閣総理大臣の任命は形式的なものであるとする昭和 58 年の参議院文教委員会の政府答弁（以下、「昭和 58 年の国会答弁」という。）を踏まえ、今般の措置は解釈変更であるかどうかの確認
  - エ 会員候補者の平和安全法制を含めた政府の法制に対する態度が会員任命に与えた影響の有無
  - オ 日本学術会議の会員で、連携会員の経歴がある者の割合
  - カ 「日本学術会議の在り方について」（総合科学技術会議・平成 15 年 2 月 26 日）が提言している日本学術会議の在り方の検討状況

### 太田昌孝君（公明）

- (1) 次期臨時国会に提出予定の予防接種法改正案の内容の検討状況並びに現段階の新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備及び副反応に対する補償等の在り方
- (2) 雇用調整助成金の特例措置を令和 2 年度末まで延長する必要性
- (3) デジタル庁が地方公共団体に対して行使し得る権限等についての政府の検討状況
- (4) G o T o キャンペーン事業を来年のゴールデンウィークまで延長する必要性
- (5) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
  - ア 日本学術会議の推薦どおりに会員を任命しないことが同会議の独立性を損なうのではないかとの指摘に対する政府の見解
  - イ 今般の任命は日本学術会議の総合的、俯瞰的活動を確保する観点から判断したとの菅内閣総理大

臣の主張を国民に分かりやすく説明する必要性

**大島敦君（立国社）**

- (1) 持続化給付金
  - ア 本年9月1日から申請サポート会場をほとんどの県で1箇所限定した理由
  - イ 電子申請が困難な小規模事業主のために郵送による受付を行う必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染防止対策としてのマスクが取れる時期についての尾身参考人の見解

**今井雅人君（立国社）**

- (1) 「新型コロナウイルス感染症が完全に下火になる状況」についての尾身参考人の見解
- (2) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
  - ア 平成30年の「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」（以下、「平成30年の文書」という。）と昭和58年の国会答弁との整合性
  - イ 昭和58年の国会答弁は誤りであったのかの確認
  - ウ 平成30年の文書と昭和58年の国会答弁を比較し、三ッ林内閣府副大臣が疑問に思う点
  - エ 平成30年に日本学術会議の会員任命についての議論が行われた理由
  - オ エの議論は総理大臣官邸からの指示で行われたものであったかの確認
  - カ エの議論の結論について国会等への報告及び公表を行わなかった理由
  - キ エの議論の結論は従来の法解釈の変更に当たらないとする理由
  - ク 日本学術会議から105名の推薦があり、そのうち99名を会員に任命し、6名を会員に任命しなかった事実の確認
  - ケ 6名を会員に任命しなかった理由
  - コ 会員に任命されなかった6名は任命された者よりも科学的実績で劣っていたかどうかの確認
  - サ 三ッ林内閣府副大臣が「業績にとらわれない広い視野に立って活動を進めていただく必要がある」と答弁した趣旨
  - シ ケの理由を学術会議の会員に説明したかの確認
  - ス シの説明を行わない理由及び今後説明を行う予定の有無
  - セ 日本学術会議が6名を会員に推薦した理由
  - ソ 6名を会員に任命しなかった理由を日本学術会議に説明し、日本学術会議から6名に対し説明を行う必要性

**柚木道義君（立国社）**

- (1) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
  - ア 日本学術会議が推薦した105名の会員候補のうち、6名が拒否された理由
  - イ 任命されなかった会員候補にその理由を説明する必要性
  - ウ 任命されなかった会員候補にその理由を説明しないことの違法性
  - エ 任命されなかった会員候補のうち、欠格条項に該当する者の有無
  - オ 推薦された会員候補の任命に関する日本学術会議法第17条の法解釈変更の有無
  - カ 内閣府が平成30年の文書を作成した契機
  - キ 平成29年の軍事研究に協力しないという声明が平成30年の文書作成の発端かの確認
  - ク 任命されなかった会員候補の速やかな任命等に関する日本学術会議からの要望に応える必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対策及び経済政策の両立を図る必要性並びにアメリカのホワイトハウスにおける集団感染から得られる我が国への教訓

## 川内博史君（立国社）

- (1) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題
  - ア 日本学術会議が推薦した会員候補が任命されなかったことについての日本学術会議事務局長の所感
  - イ 任命されなかったことを事務局長として会員候補者に報告したかの事実確認
  - ウ 日本学術会議法における会員の任命権者が内閣総理大臣であることを示す規定
  - エ 内閣総理大臣が会員の任命を推薦のとおりに行わないことが許容される場合の要件
  - オ 内閣総理大臣が会員の任命をすることについて国民に説明できないような場合には、任命する責任は発生しないことの確認
  - カ 105名の推薦者のうち99名を任命するとした決裁文書を起案する前に官邸関係者から内閣府大臣官房人事課への接触の有無
  - キ 任命されていない6名について任命しないという意思決定を政府として行っているかの確認
  - ク 日本学術会議法において定められている定員（210名）に欠員が生じている状態が長期間続くことについての認識
  - ケ 欠員が生じている状態が長期間続くと法に反することになるかの確認
  - コ 日本学術会議として任命されていない6名について再度推薦の手続を行うかの確認
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法
  - ア 内閣総理大臣に対して必要な情報を提供することを都道府県知事に義務付ける規定の有無
  - イ 内閣総理大臣への必要な情報提供を都道府県知事に対して義務付ける規定を盛り込んだ改正を次期の臨時国会で行う必要性
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブにおける補助金交付事業の審査体制の中に利害関係者が含まれているかの確認
- (4) G o T o トラベル事業における宿泊費の補助が旅行代理店を通じて旅館やホテルに支払われる時期

## 塩川鉄也君（共産）

### 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題

- ア 昭和58年の国会答弁において、中曽根内閣総理大臣が、日本学術会議の独立性を改めて確認する旨の答弁をしたことの確認
- イ 同国会答弁において、政府委員が、会員は研究連絡委員会が210名推薦し、内閣総理大臣が形式的に任命する旨の答弁をしたことの確認
- ウ 昭和58年の日本学術会議法の改正において、政府として同法第7条第2項についてイの答弁のとおり条文を解釈しており、この点については内閣法制局における法案審査の際に十分議論したことの確認
- エ 昭和58年改正時の内閣法制局における法案審査の結果、推薦者全員を任命することとなり、その点について国会で答弁していることの確認
- オ 昭和58年改正時の政府内で、内閣総理大臣が推薦のとおり任命しなければならないわけではないことについて議論したかの確認
- カ 昭和58年改正以降、会員を日本学術会議が推薦し、内閣総理大臣が形式的に任命するというスキームが変更されていないことの確認
- キ 昭和58年改正時の政府の想定問答において、内閣総理大臣の日本学術会議に対する指揮監督権として、事務局職員の監督権については記載があるが、会員の人事に関する監督権については記載がないことの確認

- ク 昭和 58 年改正時に、丹羽総理府総務長官が、日本学術会議に対し政府が干渉したり、中傷したり、運営に口を入れるという考えはなく、その考えを変えるべきではない旨の答弁をしたことの確認
- ケ 今般、任命権者たる内閣総理大臣が責任をもって、6 名の候補者を任命しなかったことの確認

**足立康史君（維新）**

日本学術会議会員候補者の会員任命拒否問題

- ア 憲法第 15 条（公務員の選定等）の趣旨は、一定の民主的統制を働かせながら、その運営に当たっては独立性を担保していくことであることの確認
- イ 今般の会員任命に当たり、法解釈は変えずに運用方針を変えたと認める必要性
- ウ 安倍内閣及び菅内閣は会員任命に当たり、前例を踏襲せず、民主的統制を働かせたのではないかとの指摘に対する見解
- エ 個別の会員候補者についての推薦理由の公表の有無